協會を單位として動いてゐる。從に使々の團爭單位は部落でなければならない。部落は實上無もない。此の場合組合せねばならぬ。部落はブルヂヨア行政區劃の爭は必ずしも部落でないと實上部落・二個の爭が合併してゐる場合等々は爭の名稱にとゞわらず一部落と見をして一個の爭と組織すべきであり一個の爭でも數く離れて數個の組ある時は數個の爭を組織すべきである。又組落が大きい時は必ずしも一つの爭とせず二つ以上に分つ等すべてはオルガナイザーのイニシアチーブに放棄されねばならぬ。又爭が連絡ではあるが同に其の下に三人組、五人組等の組織を作る事は團爭がそれを必要とするならばいくらでも組織すべきであり機的にかゝはり組合會議出席に關つてはならぬ。

(4)支部　支部は（との名稱は決して組織してはならぬが實質及び全國會議に準じて置くとの名稱を使用する）一町村に二個以上の爭ある時作られる組織であるが一定の場合（特に組織の廣い場合等）

には支部を以て團爭及び組織の單位とする。從に青年團支部町村に對する團爭に於ては一個の團爭に於ては一個の團爭單位とする從來の慣習も尊重するとは言へ組織はあくまで部落にあり組織化を主眼とせねばならぬ事は言ふまでもない（以上へ以前、青年團「支部に關する團爭の部分）

(5)地區　地區は部落の組織と爭に使々の團爭の基本となる地區委員會は單なる動員組織の範圍であるとか、協調組織であるとか言上從來も問題になつてゐた。地區委員會は從も團爭に必要な組織（二重組織は不可）を區別つてその組織の性格をもつて組織し組合會の機能と組織のもとに所謂地の行動を統一指導し得る組織を持つ。委員及び役員を選舉員は會員であるを原則とするも同時に會員一名を組織ユニットの指導者とする委員組織は必要に應じて臨時委員會を設置すればよい。地區組織は區内全體の組織であるを原則とするも組